

授業料について

平成26年4月に入学する生徒・保護者の皆さまへ

高等学校等就学支援金について大切なお知らせ

授業料に関する書類は、次の書類が同封されています。

全員の方が提出する書類がありますので、2ページ以降をご覧ください、必ず高校の事務室までご提出ください。

- 1 高等学校等就学支援金に係る提出書類等確認票
- 2 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書及び記載例
- 3 保証書及び記載例
- 4 緑色の封筒

*提出期限

原則 : 3月5日(水)入学手続き
または 3月14日(金)合格者説明会
遅くとも 4月8日(火)入学式

ご不明な点は

神奈川県教育委員会教育局行政部財務課
または、神奈川県岸根 高等学校事務室
までお問い合わせください。

電話 045-210-8251
電話 045-401-7872

制度の概要

平成 26 年 4 月以降に入学する方は、授業料に関する支援制度が新しくなり、原則として授業料を徴収します。

ただし、住民税のうち「市町村民税所得割額」（3～4 ページ参照）が 30 万 4,200 円（年収 910 万円程度）未満の世帯（※）の生徒には、「高等学校等就学支援金」を支給し、公立高校の授業料とその就学支援金を相殺することで、生徒の授業料負担をなくします。

新しい制度で授業料負担をなくすためには、**住民税の市町村民税所得割が記載された書類と申請書を高校に提出することが必要です。**

※市町村民税所得割額は、保護者（親権者）に対する税額の合算で判断します。
保護者 2 名（父母）が市町村民税所得割を課税されている場合は、それぞれの税額が記載された書類が必要です。

なお、申請等の手続きが遅れたり、行わなかった場合は、授業料をご負担いただくことになりますのでご注意ください。

参考 授業料 <全日制> 年額 118,800 円 月額 9,900 円

◇ 保護者（親権者）の平成 25 年度の「市町村民税所得割額」の合計が、30 万 4,200 円未満の方は、

⇒申請手続きを行うことにより、4 月～6 月分の授業料のご負担はありません。

高等学校等就学支援金の対象になります。

⇒3～4 ページの「住民税の市町村民税所得割額が記載された書類」を確認の上、5～10 ページをご覧ください。

◇ 保護者（親権者）の平成 25 年度の「市町村民税所得割額」の合計が、30 万 4,200 円以上の方は、

⇒4 月～6 月分の授業料をご負担していただきます。

（8 月に口座振替）

高等学校等就学支援金の対象になりませんので、

⇒3～4 ページの「住民税の市町村民税所得割額が記載された書類」を確認の上、5～7 ページ、11～12 ページをご覧ください。

■住民税の市町村民税所得割額が記載された書類■

① 給与所得者（主にサラリーマン）の場合 （特別徴収（給与から住民税が差し引かれている）の方）

給与所得者の方で、勤務先がひとつで、給与所得以外に不動産収入などの収入がない場合は、毎年6月頃に勤務先から配付される「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」の写しを提出してください。

【提出書類の見本 「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」】
一部だけでなく、全体をコピーして学校へ提出してください。
（昨年6月頃に配付された平成25年度の通知書です）

平成25年度 給与所得者に係る市市民税・県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）

給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	所得区分	総所得金額①	山林所得	分譲短期譲渡	分譲長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	特別徴収税額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦
雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	配偶者 配偶者特別											

市町村民税
税額控除額⑤
所得割額⑥
均等割額⑦

市町村民税所得割額が記載されています。

所得控除欄の「配偶者」「配偶者特別」欄を確認してください。

次の①～③の方は配偶者の方の書類も必要になります。

- ① 「配偶者」の欄が空欄の方
- ② 「配偶者特別」の欄に金額のある方
- ③ 「配偶者」の欄に金額があるが、配偶者に住民税が課税されている方（収入が100万円を超える場合）

○保護者（親権者）の平成25年度の「市町村民税所得割額」の合計が、30万4,200円未満であれば高等学校等就学支援金の対象になります。

（30万4,200円の場合は就学支援金の対象になりません。）

○保護者（親権者）全員の方の書類が必要ですが、配偶者の収入が100万円以下で、配偶者控除を受けていることが「住民税の市町村民税所得割額が記載された書類」で確認できれば、配偶者の書類の提出は不要です。

② 主に個人事業者の場合（普通徴収の方）

主に個人事業者の方や、勤務先で給与から住民税が差し引かれていない方は、昨年6月頃に市町村が発行した「平成25年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」の写しを提出してください。

「氏名・住所」が記載されているページ、「市町村民税所得割額」が記載されているページ、「所得控除額の内訳」のページの写しを提出してください。

（通知書をお持ちでない方は③の書類）

なお、配偶者の方に収入があり、住民税のうち市町村民税所得割が課税されている場合は、それぞれの書類の提出が必要です。

③ 上記の①又は②に当てはまらない方、もしくは書類をお持ちでない方

上記の①又は②に当てはまらない方や、①の「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」も②の「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」もお持ちでない方は、平成25年1月1日に住所を有する市区町村の窓口で発行される「平成25年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書」の写しを提出してください。

なお、市町村民税・県民税課税（非課税）証明書の発行には手数料が必要となり、市町村により手数料が異なります。また、発行を受けるためには、申請者（本人）を確認できるもの等が必要になりますので、各市区町村に確認してください。

市区町村の窓口が大変混み合うことが予想されますので、①又は②に当てはまる方は、お手持ちの①又は②の書類をご提出ください。

④ 生活保護を受けている世帯の場合

生活保護受給証明書（原本）を提出してください。

ひとり親家庭の場合

ひとり親の方の「住民税の市町村民税所得割額が記載された書類」のみ提出してください。

また、「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」の裏面の【2】(2)①の「保護者が1人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に別紙口③～⑤に該当する者がいる場合」欄に、「ひとり親家庭のため」と記入してください。

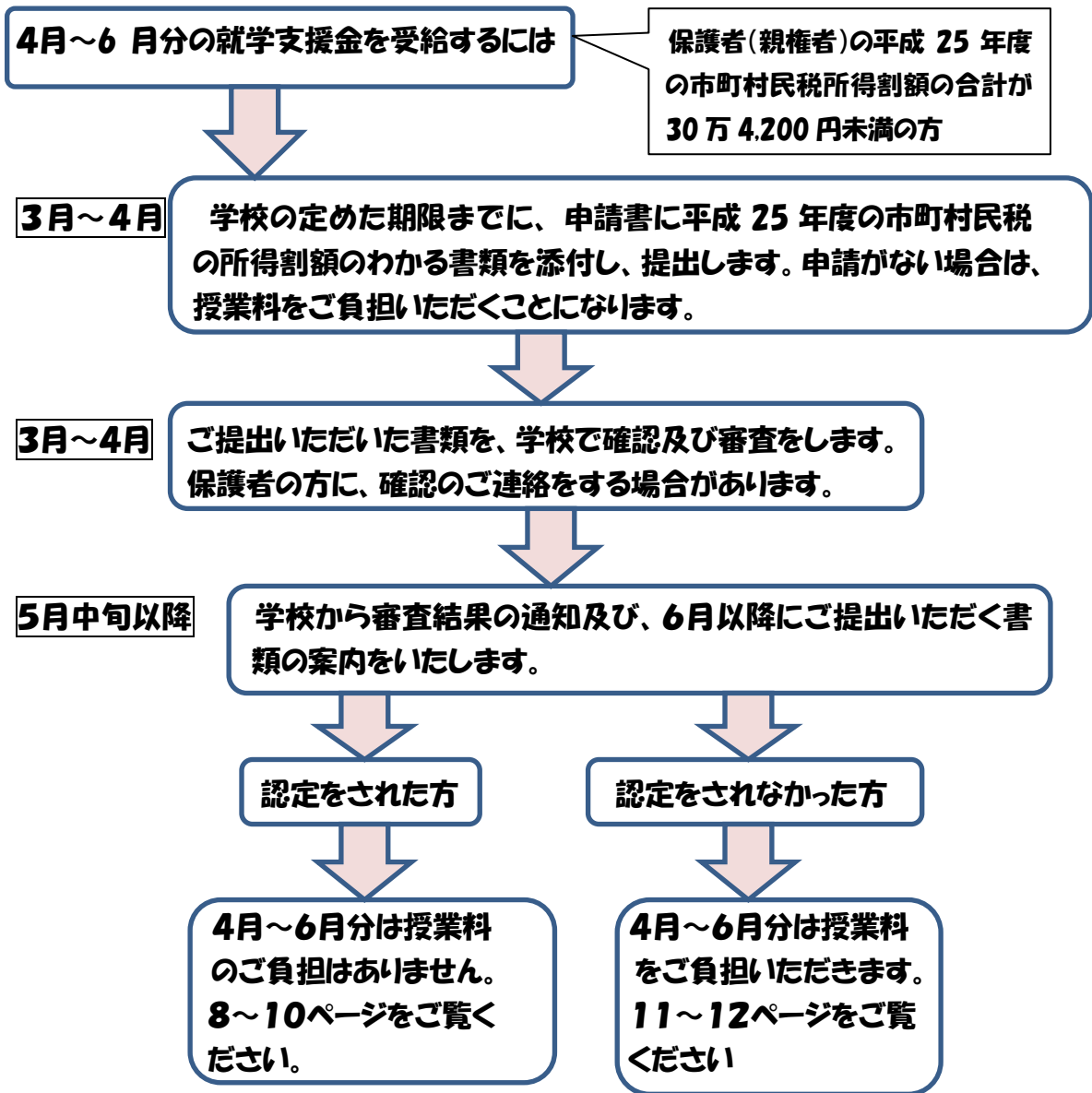
保護者が配偶者控除を受けている場合

配偶者の収入が100万円以下で、配偶者控除を受けていることが「住民税の市町村民税所得割額が記載された書類」で確認できれば、配偶者の書類の提出は不要です。

**学校が定める期日までに提出してください。
やむを得ない理由で提出できない場合、学校にご相談ください。**

◇就学支援金受給の確認◇

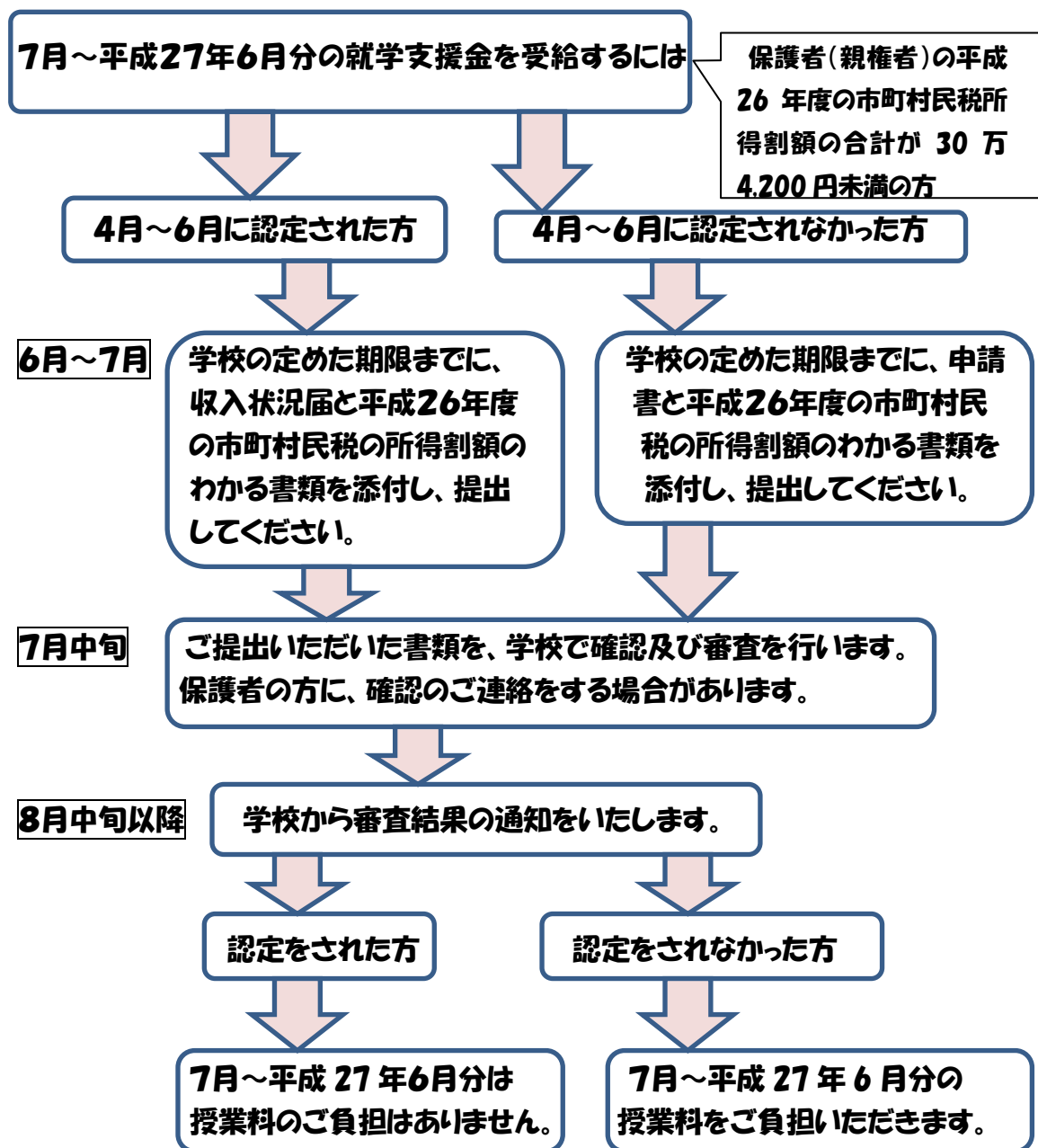
(平成26年4月～平成26年6月分)



ここまでが、平成26年4月～平成26年6月分の就学支援金の申請、審査、認定等になります。

平成26年7月～平成27年6月までの就学支援金の申請は、保護者(親権者)の平成26年度の市町村民税の所得割額が30万4,200円未満の方が対象になります。次のページをご確認ください。

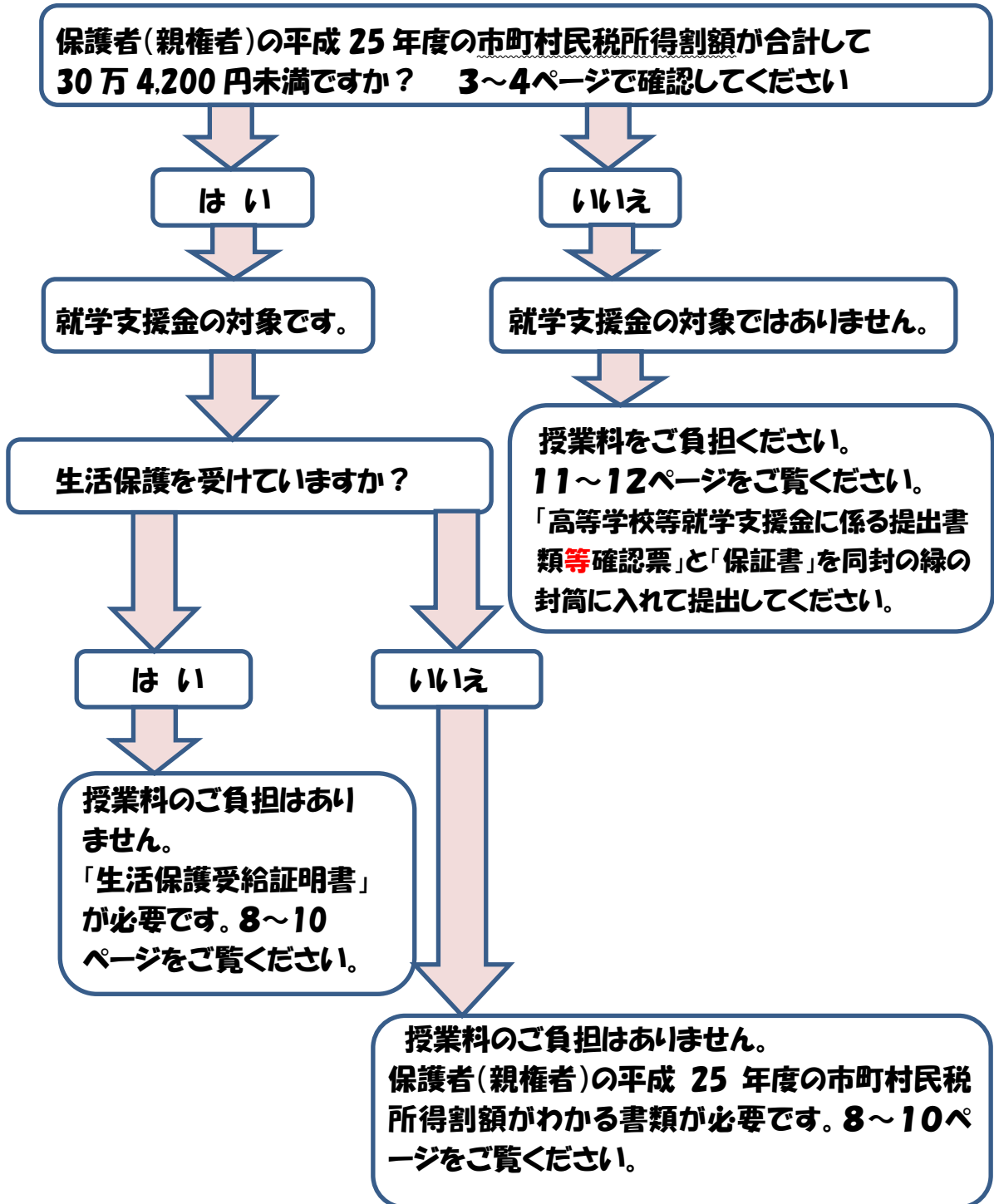
(平成26年7月～平成27年6月分)



ここまでが7月～平成27年6月分の就学支援金の申請又は届出、審査、認定等になります。平成27年7月以降の届出等は、平成27年の4月以降に、ご案内をいたします。

*市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯が、保護者(親権者)の失職、倒産などの家計急変により、現在の収入が激変した場合は、就学支援金の対象にはなりません。但し、県の授業料減免制度が適用になる場合がありますので、入学後、事務室にご相談ください。

◇所得確認書類の確認◇



1 授業料のご負担がない方

高等学校等就学支援金の対象になる方は、申請を行い、**認定を受ける**ことにより平成26年4月～平成26年6月分の授業料のご負担はありません。

(1) 必要書類 同封の緑色の封筒に入れて学校へ提出してください

- ①高等学校等就学支援金に係る提出書類等確認票
- ②高等学校等就学支援金受給資格認定申請書
- ③所得に関する証明書
平成25年度の「市町村民税所得割額」が確認できる書類で、次の書類のうちいずれか。3～4ページをご確認ください。
 - a 平成25年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書の写し
 - b 平成25年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書の写し
 - c 平成25年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書の原本(写しでも可)
 - d 生活保護受給証明書の原本(申請時点の証明書)
- ④保証書

(「所得に関する証明書」の留意事項)

*提出していただいた証明書の原本は、返却いたしません。

*保護者(親権者)全員の方の書類が必要ですが、配偶者の収入が100万円以下で、配偶者控除を受けていることが「住民税の市町村民税所得割額が記載された書類」で確認できれば、配偶者の書類の提出は不要です。

*保護者(親権者)以外の家族の所得に関する証明書は必要ありません。

*平成25年6月頃に勤務先から配付された「平成25年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」か、平成25年6月頃に市区町村から配付された「平成25年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」で確認ができます。

お手元がない場合は、市区町村窓口で「課税(非課税)証明書」の発行を受け、確認してください。(手数料がかかります)

*入学検定料(入学料)の減免申請を、県立高校に申請をされていて、③のa～dの書類を提出している場合は、あらためてご提出していただく必要

はありませんが、「高等学校等就学支援金に係る提出書類等確認票」の「2」の「②」の「e」にチェックをして、申請をした県立高校名を記載して提出してください。

なお、家計急変のために a～d の書類を提出していない場合は、③の a～d の書類を提出してください。

* 給与所得者の方で、主たる勤務先以外からの収入がある方は、③の c の平成 25 年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書の写しを提出してください。

* ③の a～c は、発行日は問いません。

ただし、通知書等の発行後に課税額が変更となっている場合は、変更後の課税証明書を必ず提出してください。

* 生徒本人が成人の方は、生計を維持している方がいる場合はその方の所得、本人が生計を維持している場合は生徒本人の所得額で審査します。

* 市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円以上の世帯が、保護者（親権者）の失職、倒産などの家計急変により、現在の収入が激変した場合は、就学支援金の対象にはなりません。県の授業料減免制度が適用になる場合がありますので、入学後、高校事務室にご相談ください。

* 偽りその他の不正の手段により申請し、高等学校等就学支援金を受給した場合は、国税徴収の例により返還を求めます。

（2）提出期限

原則 3 月 5 日（水）の入学手続日または 3 月 14 日（金）合格者説明会、遅くとも 4 月 8 日（火）の入学式までにご提出ください。

個人情報に記載がありますので、原則、保護者の方が事務室に直接提出するか、郵送で提出してください。

ご提出いただいた書類の確認等で、ご連絡する場合があります。

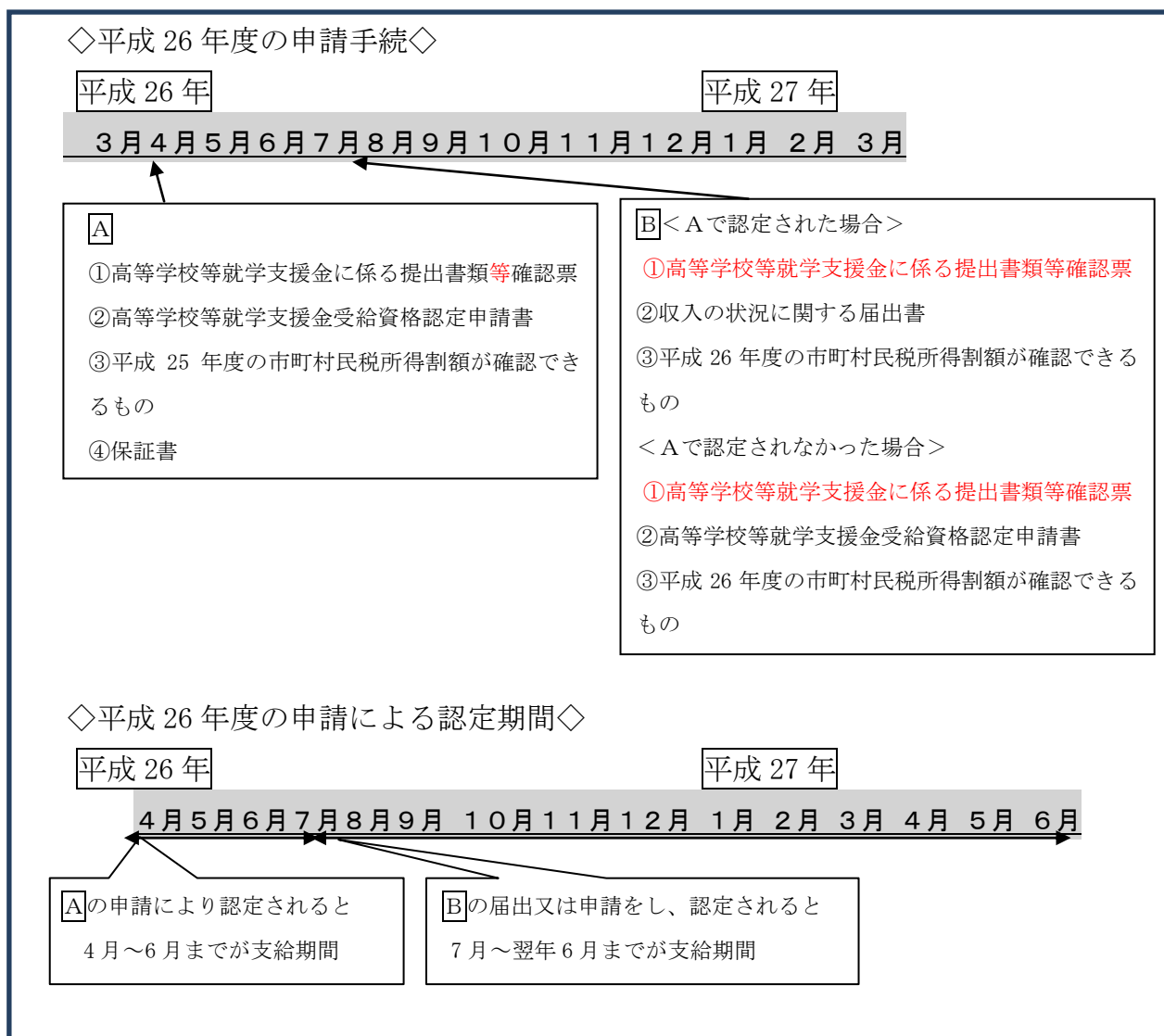
審査結果の通知及び平成 26 年 7 月以降の授業料に係る書類の提出については、5 月中旬以降に通知します。

なお、入学式までに提出できない方は、事務室まで連絡してください。

(3) 今後のご提出いただくスケジュール

毎年度、所得の審査を行い、決定いたします。

第1学年時は、**A**の入学時と、**B**の7月にご提出いただく書類があります。



*原則、全日制は3年間、定時制は4年間、申請することができます。

*平成27年7月以降の届出等は、平成27年の4月以降にご案内をいたしません。

*市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯が、保護者（親権者）の失職、倒産などの家計急変により、現在の収入が激変した場合は、就学支援金の対象にはなりません。が、県の授業料減免制度が適用になる場合がありますので、入学後、事務室にご相談ください。

2 授業料をご負担いただく方

高等学校等就学支援金の対象にならない方は、平成26年4月～平成26年6月分の授業料をご負担いただきます。

(1) 必要書類 同封の緑色の封筒に入れて学校へ提出してください

- ①高等学校等就学支援金に係る提出書類等確認票
- ②保証書

(2) 提出期限

原則3月5日(水)の入学手続き日または3月14日(金)合格者説明会、遅くとも4月8日(火)の入学式までにご提出ください。

個人情報に記載がありますので、原則、保護者の方が事務室に直接提出するか、郵送で提出してください。

平成26年7月以降の授業料に係る書類の提出については、5月中旬以降に通知します。

なお、入学式までに提出できない方は、事務室まで連絡してください。

(3) 授業料の額

全日制 年間 118,800円 (月額 9,900円)

(4) 口座振替日 年2回

	第1期(4月～9月分)			第2期(10月～翌年3月分)		
	振替日	再振替日	金額	振替日	再振替日	金額
全日制	8月26日	9月12日	59,400円	11月26日	12月12日	59,400円

*振替日で引き落としができない場合は、再振替日に引き落としをします。

*平成26年4月～平成26年6月分の授業料のみをご負担いただく場合は、3ヶ月分の授業料を、第1期で口座振替を行います。

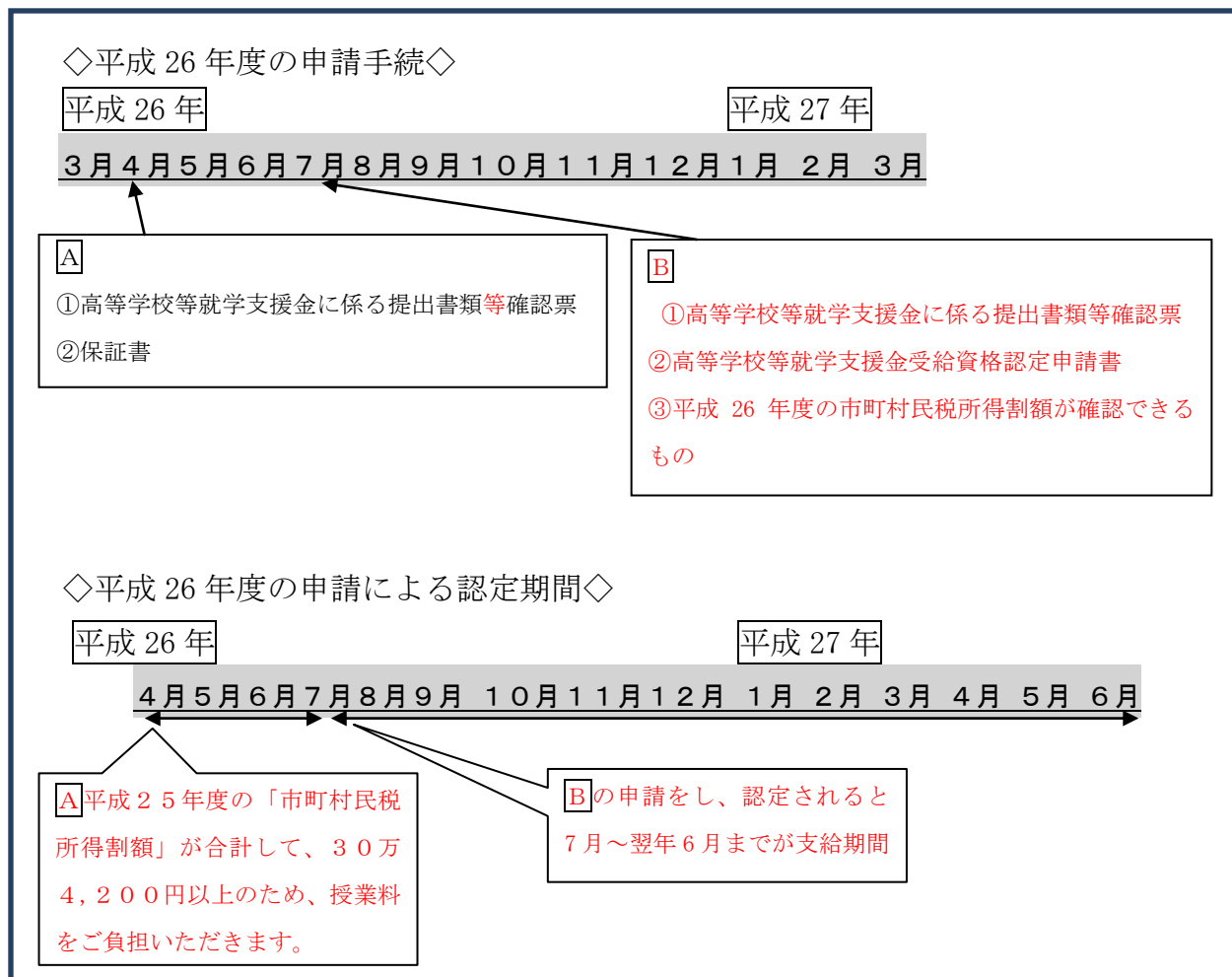
*平成26年4月～平成26年6月分及び、平成26年7月～平成27年6月までの授業料をご負担いただく場合は、6ヶ月分ずつの授業料を、2期に分けて口座振替します。平成27年4月～平成27年6月分の3ヶ月分の授業料については、平成27年度の第1期で口座振替を行います。

*別途ご提出いただく「県立高校学費等自動支払依頼書」の**指定預(貯)金口座から**振替ます。

(5) 今後のご提出いただくスケジュール

毎年度、所得の審査を行い、決定いたします。

第1学年時は、**A**の入学時と、**B**の7月にご提出いただく書類があります。



*原則、全日制は3年間、定時制は4年間、申請することができます。

*平成27年7月以降の届出等は、平成27年の4月以降にご案内をいたします。

*市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯が、保護者（親権者）の失職、倒産などの家計急変により、現在の収入が激変した場合は、就学支援金の対象にはなりません。県の授業料減免制度が適用になる場合がありますので、入学後、事務室にご相談ください。

4 高等学校等就学支援金について Q&A

目次

- Q1 就学支援金の受給認定申請書は、全員が提出しなければなりませんか？
- Q2 就学支援金は誰が受け取るのですか？
- Q3 就学支援金受給認定申請書は、いつまでに提出しなければなりませんか？
- Q4 今回の就学支援金受給認定申請書を提出すれば、今後、書類を提出する必要はないのですか？
- Q5 生徒の兄が現在県立高校2年生ですが、兄も高等学校等就学支援金の手続を行うのですか？
- Q6 保護者(両親)二人の「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」が必要ですか？
- Q7 自営業ですが、「市町村民税所得割額」は、何で確認ができますか？
- Q8 扶養親族が何人でも、「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満のみで判断するのですか？
- Q9 保護者以外に祖父母、兄弟も一緒に暮らしており、収入がある場合、就学支援金の申請に何か必要ですか？
- Q10 20歳になって成人しているので、「親権者」がいませんが、誰の収入を基準として判断するのですか？
- Q11 保護者が離婚、親権は父親にあるが、実際には母親の実家で祖父の所得により子どもの養育をしている。この場合、誰の「市町村民税所得割額」で判断すればよいのですか？
- Q12 保護者の一方が海外にいるため、課税証明書が発行されない場合はどうするのですか？

Q13 平成25年5月に父親が失職し、現在収入がほとんどないのですが、平成24年中はかなり収入があったため、今回提出する平成25年度の「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」の「市町村民税所得割額」が30万4,200円以上です。この場合、どうしたらよいですか？

Q14 平成25年度の「市町村民税所得割額」は30万4,200円以上なので今回は申請をしないが、6月に会社から配付された「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」の「市町村民税所得割額」は30万4,200円未満だった場合、申請はいつできますか？

Q15 平成25年度の「市町村民税所得割額」は30万4,200円未満なので、今回は申請を認定されたが、6月に会社から配付された「平成26年度の市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」の「市町村民税所得割額」は30万4,200円以上だった場合、この場合は、6月以降に収入の状況に関する届出書の提出はするのですか？

Q16 離婚等で保護者に変更があった場合は、どうするのですか？

Q17 平成25年度の住民税について、税務署から更正処分を受けたことにより住民税所得割額が30万4,200円未満になるのですが、市(町・村・区)役所で、更正処分後の「課税証明書」の交付を求めたところ、まだ手続中であり、提出期限までに証明書の交付が間に合いません。この場合どのようにしたらよいですか？

Q18 就学支援金は、在学していればいつまでも支給されるのですか？

Q19 就学支援金は、転学、休学をした場合はどうなるのですか？

Q 1 就学支援金の受給認定申請書は、全員が提出しなければなりませんか？

A 1 2～4ページを御覧いただき、平成25年度の「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満の対象になる方のみ、「市町村民税所得割額」を証明する書類と一緒にご提出ください。

ただし、「高等学校等就学支援金に係る提出書類等確認票」と「保証書」は全員の方が、同封の緑色の封筒に入れて学校にご提出ください。

Q 2 就学支援金は誰が受け取るのですか？

A 2 就学支援金は、生徒本人・保護者（親権者）に直接お渡しするものではありません。県が国から受け取り、生徒本人の授業料に充てることとなりますので、実質のご負担が生じないものです。

Q 3 就学支援金受給認定申請書は、いつまでに提出しなければなりませんか？

A 3 学校が定める期日までに提出してください。やむを得ない理由で提出できない場合は、学校にご相談ください。

Q 4 今回の就学支援金受給認定申請書を提出すれば、今後、書類を提出する必要はないのですか？

A 4 認定・不認定の状況により、今後提出していただく書類が異なります。1年次の7月、2年次の7月、3年次の7月（定時制はさらに4年次の7月）に提出する書類があります。学校よりご案内をいたします。

Q 5 生徒の兄が現在県立高校2年生ですが、兄も高等学校等就学支援金の手続きを行うのですか？

A 5 高等学校等就学支援金は、平成26年4月からの新入生が対象となります。お兄さんは、今までどおり授業料無償化制度が適用されますので、手続きする必要はありません。

Q 6 保護者(両親)二人分の「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」が必要ですか？

A 6 二人分必要です。

ただし、例えば父親の「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」で配偶者控除を受けていることが確認でき、母親の収入が100万円以下であれば、母親の「非課税証明書」は提出不要ですので、父親の「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」のみ、学校に提出してください。

Q 7 自営業ですが、「市町村民税所得割額」は、何で確認ができますか？

A 7 毎年6月頃に送付される「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」になります。お手元がない場合は市区町村の窓口などで発行(有料)される「課税証明書」に記載があります。

Q 8 扶養親族が何人でも、「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満のみで判断するのですか？

A 8 扶養親族の人数に応じた認定はしないため、扶養親族の人数に関わらず、一律、「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満の世帯が就学支援金の対象になります。

Q 9 保護者以外に祖父母、兄弟も一緒に暮らしており、収入がある場合、就学支援金の申請に何か必要ですか？

A 9 就学支援金は保護者(親権者)の「市町村民税所得割額」で判断します。親権者でない祖父母や兄弟に収入があったとしても、祖父母や兄弟の「市町村民税所得割額」は合算しません。

Q10 20歳になって成人しているので、「親権者」がいませんが、誰の収入を基準として判断するのですか？

A10 成人には親権者がいませんので、「保護者がいない場合」に当たり、所得の判断は、生徒が「主として他の者(父母など)の収入により生計を維持している場合」はその者の税額、そうでない場合は、生徒本人の税額によって判断します。

Q11 保護者が離婚、親権は父親にあるが、実際には母親の実家で祖父の所得により子どもの養育をしている。この場合、誰の「市町村民税所得割額」で判断すればよいのですか？

A11 原則としては親権を有する父親の「市町村民税所得割額」で判断します。

ただし、その親権者(父親)に対し、子どもの就学に関する経費負担を求めることが困難である場合は、実際に生徒の生計を維持している方(祖父)の「市町村民税所得割額」で判断します。

Q12 保護者の一方が海外にいるため、「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」等が発行されない場合はどうするのですか？

A12 日本に在住する保護者のみ「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」等を提出していただき、その方の「市町村民税所得割額」のみで判断します。

Q13 平成25年5月に父親が失職し、現在収入がほとんどないのですが、平成24年中はかなり収入があったため、今回提出する平成25年度の「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」の「市町村民税所得割額」が30万4,200円以上です。この場合、どうしたらよいですか？

A13 市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯が、保護者(親権者)の失職、倒産などの家計急変により、現在の収入が激変した場合は、就学支援金の対象にはなりません。県の授業料減免制度が適用になる場合がありますので、入学後、事務室にご相談ください。

Q14 平成25年度の「市町村民税所得割額」は30万4,200円以上なので、今回は申請をしないが、6月に会社から配付された「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」の「市町村民税所得割額」は30万4,200円未満だった場合、申請はいつできますか？

A14 平成25年度の「市町村民税所得割額」では、平成26年4月～6月の認定をします。平成26年度の「市町村民税所得割額」では、平成26年7月～平成27年6月まで認定しますので、5月中旬以降に学校から就学支援金の案内をお渡ししますので、7月の指定された日までに必要書類を添付して申請してください。認定されれば、7月から翌年の6月までは授業料のご負担はありません。

Q15 平成25年度の「市町村民税所得割額」は30万4,200円未満なので、今回は申請を認定されたが、6月に会社から配付された「平成26年度の市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」の「市町村民税所得割額」は30万4,200円以上だった場合、この場合は、6月以降に収入の状況に関する届出書の提出はするのですか？

A15 平成26年度の「市町村民税所得割額」が30万4,200円以上の場合、収入状況に関する届出書を提出する必要はありません。

「市町村民税所得割額」が30万4,200円以上の方、収入の状況に関する届出書の提出のない方には、平成26年7月～平成27年6月分の授業料はご負担いただきます。詳細は、5月中旬以降に学校から就学支援金の案内をお渡しします。

Q16 離婚等で保護者に変更があった場合は、どうするのですか？

A16 保護者（親権者）に変更があった場合は、速やかに届出が必要になります。

①再婚で保護者（親権者）が増えた場合は、「収入の状況に関する届出書」に新たに「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」等を添付し、届出が必要です。なお、支給が停止される場合は、保護者（親権者）の変更の事由が生じた翌月（当該事由が生じた日が月の初日である場合には、その月）から停止となります。

②離婚等で保護者（親権者）が減った場合は、「収入の状況に関する届出書」の提出のみで、「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書証明書」等の添付は不要です。なお、支給が認定される場合は、届出のあった翌月（月の初日の届出の場合はその月）から認定されます。速やかに事務室までご連絡ください。

Q17 平成25年度の住民税について、税務署から更正処分を受けたことにより、住民税所得割額が30万4,200円未満になるのですが、市（町・村・区）役所で、更正処分後の「課税証明書」の交付を求めたところ、まだ手続中であり、提出期限までに証明書の交付が間に合いません。この場合どのようにしたらよいですか？

A17 そのような場合は、学校に連絡をしてください。なお、やむを得ない理由に該当しますので、「課税証明書」が発行されたら15日以内に提出いただければ、就学支援金が遡って支給されます。

Q18 就学支援金は、在学していればいつまでも支給されるのですか？

A18 全日制は3年間(36月)、定時制は4年(48月)まで原則支給されます。その後は、授業料をご負担いただきます。

Q19 就学支援金は、休学、転学をした場合はどうなるのですか？

A19 休学をする場合は、就学支援金の支給停止の手続きが必要となりますので、事務室にお問い合わせください。また、転学の場合は転学する学校で再度手続きを行います。公立でも私立でも法律に基づき、同じ制度になります。